

# 情報通信行政・郵政行政審議会 総会（第7回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成28年5月20日(金) 10時58分～11時37分

於、総務省 第1特別会議室

## 第2 出席した委員（敬称略）

多賀谷 一照（会長）、辻 正次（会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、篠崎 悦子、  
島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、関口 博正、長田 三紀、永峰 好美、  
樋口 清秀、二村 真理子、三友 仁志、山下 東子

（以上15名）

## 第3 出席した関係職員

興水 恵一（大臣政務官）、阪本 泰男（総務審議官）、福岡 徹（総合通信基盤局  
長）、安藤 友裕（官房総括審議官）、南 俊行（政策統括官（情報通信担当））、  
今林 顯一（情報流通行政局長）、武田 博之（郵政行政部長）、吉田 真人（官房  
審議官（情報流通行政局担当））、池永 敏康（官房審議官（情報流通行政局担  
当））、佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）、野崎 雅稔（技術政策課長）、  
今川 拓郎（情報流通振興課長）、吉田 正彦（データ通信課長）

（事務局）

椿 泰文（情報流通行政局総務課長）

## 第4 議題

### (1) 諮問事項

ア 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑  
化法の一部を改正する等の法律(平成28年法律第32号)の施行に伴う告示の改正  
について【諮問第1号】

### (2) 報告事項

ア 郵政行政分科会・電気通信事業部会の活動報告について

## 開 会

○多賀谷会長 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会第7回総会を開催いたします。

本日は、委員16名中、15名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条の規定により公開いたします。

本日は輿水総務大臣政務官にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○輿水政務官 おはようございます。情報通信行政・郵政行政審議会総会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日ごろより情報通信や郵政分野をはじめとする総務行政に格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

本年1月、総理による国会の施政方針演説に初めてI o Tという言葉が盛り込まれました。現在、安倍政権は、名目GDP600兆円の実現に向けた新たな成長戦略の策定に取り組んでいるところでございますが、このI o T、ビッグデータ、そしてA Iはその重要な柱に位置づけられる予定でございます。

総務省といたしましても、昨年9月に情報通信審議会に対し、「I o T／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について諮問を行い、さまざまな観点からご議論をいただいているところでございますが、昨年12月の中間答申に基づき、I o T時代に向けて特に対策を急ぐ必要があるものとして先行的に制度整備を行ったのが、本日ご審議いただく告示改正案の上位法令に当たる法律でございます。

国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）の業務の見直しに係る本法律は、サイバーセキュリティ演習の実施、また、テストベッドの整備やデータセンターの地域分散化に対する支援制度の創設が主な内容となっておりますが、今回の国会での法案審議の場におきましても、こうした施策に対する期待の声を数多くいただき、賛成多数で成立をしたところでございます。

また、先月末に行われましたG7情報通信大臣会合におきましては、I o Tなど新たなI C Tを通じてイノベーションを創出するため、I o T推進の官民イニシアティブの国際連携を推進することなどに合意をいたしました。総務省といたしましては、今後、こうしたグローバルな取組も加速をさせていきたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、こうしたI o T、ビッグデータ、A Iをはじめとする総務省の情報通信政策へのご理解を賜りつつ、幅広い見地から忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日、どうかご審議よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項1件及び報告事項1件でございます。

まず、諮問第1号「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成28年法律第32号）の施行に伴う告示の改

正」について審議をいたします。

総務省より説明をお願いいたします。

○今川情報流通振興課長 情報流通振興課長の今川と申します。

資料7-1に従いまして、ご説明をさせていただきます。

まず資料7-1-1として、諮問書と別添の実施指針の改正案が添付されております。ご確認いただけましたらと思います。説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料7-1-2でございます。こちらの説明資料につきまして詳しくご説明をさせていただきますと思います。

今、輿水政務官からもございましたが、今般の法改正を受けまして、実施指針を整備する必要がございます、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、今般、4月20日に成立いたしました法律の概要でございます。黄色い枠で囲ってある右下に、「I o T : Internet of Things」と書いてございますけれども、本日の新聞各紙でもいろいろ報道されておりますとおり、新成長戦略の柱になるものとしたしまして、第4次産業革命、I o T、ビッグデータ、A I、こういったものが位置づけられているところでございます。政府を挙げてこういったものを推進していくということでございますが、総務省といたしましても、このI o Tを推進するための法的な措置をいたしたところでございます。

1番、2番、3番と、青いところがそれぞれ3つございますが、1つにつき1本ずつ法律が対応しておりまして、合計3本の法律ということでございます。いずれも国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）の業務の見直しに関するものでございまして、これらを束ねた法律とさせていただきます。

まず、1点目でございますが、サイバーセキュリティ対策を強化するというところでございます。いろいろなモノがインターネットにつながる時代になり、莫大な数のモノがつながるようになってまいりまして、これまで以上にセキュリティ対策が必要になってくると思っております。N I C Tは情報通信分野に特化した唯一の国立研究開発法人でございまして、このN I C Tのセキュリティに関する知見や基盤、こういったものを活用いたしまして、セキュリティ対策を強化してまいります。その一環といたしまして、サイバーセキュリティ演習を行う業務をN I C Tの新たな業務として追加するという内容になっております。詳しくは後ほどご説明いたします。

2点目は、I o Tの実現に資する新たな電気通信技術の開発を促すために、I o Tの時代で非常に重要だと言われておりますテストベッド及びデータセンターを整備していく際に、N I C Tが支援を行うという業務を追加するものでございます。

N I C Tは研究開発法人ではございますが、これまでも民間企業の取組に対する支援業務もあわせて行ってきているところでございまして、今般、このI o Tの実現を促すために、民間企業によるテストベッドやデータセンターの取組につきまして助成金交付などの支援を行う、こういった支援の業務を追加するというところでございます。

また、3点目でございますが、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止がございます。先ほど申し上げましたように、N I C Tが民間企業の取組に対していろいろな支援を行ってきておりますが、その中で光ファイバの整備に対しまして、資金調達時の債務保証といった支援を

行ってきております。この光ファイバの整備率、カバー率が99%を超えたということもございまして、一定の役割を果たしたということで、この法律は5月末に廃止期限を迎えることになっておりますので、予定どおり廃止をさせていただくということでございます。

こういったことを通じまして、IoTを推進するために新たな業務を追加するとともに、一定の役割を終えたものを廃止させていただくということで、NICTの業務にメリハリを持たせるような内容となっているところでございます。

2ページ目をご覧くださいまして、先ほど、1点目で申し上げましたサイバーセキュリティ対策の強化でございます。

現在、総務省において実践的サイバー防御演習というものを行っております。下のほうに「平成27年度は」と書いてございますが、各府省や重要インフラ事業者、電力、ガス、金融、情報通信、そういった事業者のLANの管理者に対しましてサイバー演習を行っております。右側の真ん中あたりにございますけれども、実際に年金機構へ標的型攻撃というのがございましたが、こういったものを参考にしたシナリオを用意いたしまして、LANの管理者に対しまして、サイバー攻撃が発生した場合にどう被害を最小化するための対処をしたらいいか、上司への報告なども含めまして、その対処を体験いただいて、お持ち帰りいただいて、役立てていただくというようなことを行っているところでございます。

この演習を行う際に、左側に絵がございますが、NICTが持っている基盤を活用させていただいております。全国の新世代超高速通信網「JGN（ジャパンギガビットネットワーク）」というものがございますけれども、こういった高速通信網とともに、石川県にございますスターベッド、150台の高性能サーバがございますが、こういったものを活用することによりまして、重要インフラ事業者のような数千人規模のネットワークも仮想的に構築することができます。こういった基盤を活用いたしまして、NICTの知見も活用しながら演習を実施しているところでございます。

このようなサイバーセキュリティ対策は、今後かなり長期的に取り組まなければいけないこととございますので、NICTの知見や基盤を活用させていただくことによりまして、演習の質の向上や継続的・安定的な運用を図るといった観点から、NICTみずからがこういう業務を行えるようにということとございます。NICTもいわゆる独法（独立行政法人）でございますので、独法の業務はできるだけ法律で規定するというところで、このNICTの法律の中に新たな業務を位置づけているところでございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。テストベッドとデータセンターと両方書いてございますが、まずは左側のテストベッドでございます。ドイツでもインダストリー4.0ということでいろいろ推進をしておりますが、いろんな分野のテストベッドを国が支援する形で異業種連携などを進めているところでございます。

IoTの時代はデータの利活用が非常に鍵と言われておりまして、情報通信事業者のみならず、いわゆるユーザ企業、例えばここに書いてございます衣料品ですとか、自動車ですとか、そういったユーザ企業がこれに取り組むことが非常に重要でございます。こういった異業種連携を進めることによりまして、新たなサービスを生む、そのためにこれから行くサービスの検証ですとか試験、こういったものを行いやすくするようなビジネスが出てきているところでございます。そのためにサーバやスイッチ、センサーですとか、そういった

環境、いわゆるテストベッドを用意して、こういった異業種連携を促す、そういうようなビジネスに対しまして、NICTが助成金交付などの支援を行っていくというものでございます。

また、右側、データセンターでございます。これは既にいろんなところにあるものでございます。全国500ほどデータセンターがあると言われておりますが、首都圏に6割ぐらいデータセンターが集中しております。今後、IoTの時代はセンサーが張りめぐらされることとなります。地域で出たデータはできるだけ、データの地産地消と申しましうか、地域で処理していくことが望ましいということでございまして、データセンターの地域分散化を推進することが政策的に重要だというふうに考えております。そのため、首都圏以外の地方にデータセンターを整備する際に助成金交付などの支援を行っていくと、こういった業務でございます。

このテストベッドやデータセンターへの助成金交付などの業務を新たに追加させていただいたところでございます。

このテストベッド、データセンターの整備につきましては、「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」、長いので円滑化法と呼んでおりますけれども、そちらの部分の改正になってまいります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。4ページに円滑化法の改正内容がございまして、第2条の定義のところは2つの新たな事業を追加しております。「新技術開発施設供用事業」、赤字の部分でございまして、これがテストベッドであり、「地域特定電気通信設備供用事業」、これがデータセンターでございまして、この赤いものをそれぞれ追加させていただいております。

また、第3条、実施指針というのがございまして、この円滑化法を行う上で主な考え方を実施指針としてまとめているところでございまして、こちらにも2つの事業を追加しております。

第6項、青字の部分でございまして、実施指針を変更する際には、審議会の意見を聴かなければいけないということでございまして、本日、この条文に従いまして、実施指針の改正内容につきまして審議会に諮問をさせていただくという位置づけでございます。

5ページにまいります。実施指針というのは、左側の青いところでございますが、一から四まででございます。一はいわば総論でございまして、これは平成2年に策定されました実施指針でございまして、やや内容的に古い部分がございますので、一につきましては、その内容をアップデートしております。

また、インターネット・オブ・シングスの出現についての補足もさせていただいているところでございます。

二でございまして、これはそれぞれの事業につきまして定義的なものを書く部分でございまして、テストベッド、データセンター、それぞれにつきまして、技術や設備、例えば地域、そういったものについての定義を加えさせていただいております。

三の実施方法に関してでございまして、テストベッドにつきましては、先ほど申し上げました、例えばドイツのような国内外の動向をしっかりと把握するということと、ニーズをしっかりと把握する、こういったことを書いてございます。また、データセンターにつきましては、

この法律に基づきまして実施計画というのを申請して認定を受けますと、税制優遇措置を受けられることになっておりまして、その実施計画に盛り込むべき内容につきまして規定をさせていただきますいております。

四は特に配慮すべき事項ということでございますが、テストベッドにつきましては、中小・ベンチャーを含む異業種連携を促すよう配慮するとか、情報通信分野以外の医療、教育、農業、そういったような幅広い分野において活用されるようなモデルの確立やルール整備を促すことなどが書いてございます。

また、データセンターにつきましては、地域分散化を図るという趣旨から、地域の振興計画との調和を図るとか、地域経済に貢献するとか、そういったことを書いているものでございます。

具体的には、6ページ以降に実施指針の新旧対照表がございます。詳しい説明は割愛させていただきますが、まず、6ページのところでは、右側が古いものでございます。例えば古いもので一番下のパラグラフを見ますと、「また、地域社会においては、電気通信の高度化が進展していないため」とか、平成2年当時の表現がございまして、この辺を今風にアップデートさせていただいたりしております。

また、7ページのところでも、「情報の流通」には、「電話、テレビジョン放送等」とございますが、こちらも、固定電話、携帯電話、インターネットなどを入れさせていただいております。また、7ページの下のところ、インターネット・オブ・シングスの出現というものをつけ加えさせていただいております。

それから、9ページにまいりまして、2番目の事業の内容に関する事項でございますが、新たに新技術開発施設供用事業、それから11ページに飛びますが、地域特定電気通信設備供用事業、こちらはデータセンターでございまして、こういったものの定義的な内容を盛り込ませていただいております。

また、12ページでは、実施方法に関する事項、3番目のところでございますが、これにつきまして、先ほど申し上げました、テストベッドに関して国内外の動向を把握するとか、需要を把握する。それから、13ページでは、データセンターに関しまして実施計画に盛り込むべき内容が書いてございます。

また、13ページの4番目のところ、特に配慮する事項といたしまして、テストベッドについては、異業種連携ですとか、14ページにまいりますが、医療、教育、農業など幅広い分野において活用ですとか、あるいはデータセンターにつきましては、地域の振興計画との調和ですとか、地域経済の貢献、こういったものが加わっているものでございます。

以上が実施指針の改正内容でございまして、お手元の参考1、参考2がございまして、参考1が実施指針の現行版、それから参考2が改正後の版となっておりますので、あわせてご参考にしていただければと思っております。

あと2点、コメントさせていただければと思いますが、この法律につきましては少しユニークなところがございまして、「インターネット・オブ・シングス」という片仮名がまさに初めて条文の中に定義されていまして、この霞が関界限では非常にユニークなところがございます。お手元に白い冊子、白表紙と呼んでおりますけれども、こちらのほうに、何ページかおめくりいただきますと、ページが通しでないので恐縮ですけれども、例えば2番の法

律案の要綱というのがございまして、要綱の3ページの2、こちらに「インターネット・オブ・シングスの実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。）」という定義が盛り込まれているところでございます。

もう一点、お手元に参考資料として、この実施指針につきまして、あわせてパブリックコメントを実施させていただいておりますが、その内容につきましてご紹介をさせていただきます。

意見が合計8件出てきておりまして、その詳細と総務省の考え方について取りまとめをさせていただきます。

2ページから3ページ、合計5件の意見が出ておりますが、説明は割愛させていただきますが、いずれも今回の実施指針の改正につきまして賛同するご意見というふうに分けております。

また、最後の4ページ、6、7で、現在の政府が進める政策には反対いたしますというような内容がございますけれども、こういった匿名のご意見が2件。それから、8番目では賛同のご意見というのが出てきておりまして、私どもといたしましては、パブリックコメントの結果も踏まえまして、この実施指針につきまして、このような内容で進めさせていただきたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。どうぞ。

○辻会長代理 今、3点、新しく追加になるというのは時代の要請に合った非常にタイムリーで重要なものだと思います。

全て大事ですけれども、私が関係していることで1点述べますと、「情報セキュリティ」です。これはもちろん、日本では「安全はタダ」という神話がありますので、総論では賛成なのですが、各論になるとなかなかうまくいかないのが現状だと思います。情報は、俗に人、技術、組織で守る情報資産というように、それぞれ大事な要因があります。今、NICTは優秀な技術的で最先端を行っておりますし、この演習というのは、組織的な対応、個々の企業だけでなく、企業連携とか、あるいは省庁の連携の中で対応していくという意味で、非常に大事であると思います。

次に、「人材の育成」。企業は米国のビジネススクールには社員を派遣されるのですが、なかなか情報セキュリティ大学院には送られなく、ちょっと偏っています。1割ぐらいセキュリティ大学院に派遣していただくと大変ありがたいと思います。

情報セキュリティは総合的に人、組織、技術でやっていかないといけないので、個々の官庁とか役所の縄張りでは決してないと思います。ですので、内閣府を筆頭にそれぞれ組織がありますけれども、3つの観点をぜひとも念頭に置いて、情報通信所管官庁である総務省にお願いしたいと思います。

あと、1点、民間のJPCERTですか、それらの連携というのは、この演習の中では何か考えておられますのでしょうか。

○今川情報流通振興課長 今の点、ご説明させていただきます。

まず、1点目につきまして、組織や人材や技術、こういったものを総合的に、あるいは各省と連携してということをございまして、辻先生ご指摘のとおりでございます。

説明のときに割愛させていただいたんですが、資料7-1-2、1ページでございます、1番「サイバーセキュリティ演習の実施」のところの2つ目のマルですが、NICTがサイバーセキュリティ演習を行うに当たりましては、中長期目標を策定する、あるいは中長期計画もまとめていくのですが、その際にサイバーセキュリティ戦略本部に対して意見を求めるというような規定が盛り込まれております。

国全体のサイバーセキュリティ対策につきましては、サイバーセキュリティ戦略本部、これが各省出席をしてやっているものでございまして、このセキュリティ戦略本部が司令塔になって、例えば経産省さんですとか、警察庁さん、防衛省さん、いろんな役所が連携をして進めていくことになっております。ですから、このサイバーセキュリティ演習の実施に当たりまして、各省と当然、全体の国の戦略の中で連携をして、位置づけをはっきりした上で進んでいく予定をしているところでございます。

また、セキュリティ人材の育成が重要だということは、まさに私ども、非常に痛感しているところでございまして、この演習も人材育成的な観点から行っている部分でもございますので、セキュリティ人材ができるだけ多く生まれるように努力をしていきたいと思っております。

また、JPCERT等の民間との協力におきましても、このサイバーセキュリティ演習の実施に当たりましては、NICTが民間企業の知見やノウハウというものを十分活用させていただいて、一部演習の実施に当たっては、そういった民間企業のご協力もいただきながら進めていくところでございますので、各省の連携も含めて、官民の連携もしっかり実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○辻会長代理 ありがとうございます。

○多賀谷会長 そのほかございますでしょうか。どなたかありますでしょうか。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。

説明資料を拝見しても、非常にニーズのある取組だと思いますので、基本的に賛成でございます。

細かいところでちょっと確認をとらせていただきたいんですが、実践的なサイバー防御演習の概要の資料ということで、2ページ目に北陸の「StarBED3」というのをご紹介いただいているんですが、現在は既にもう「StarBED4」という新しい環境が整備されているようなのですが、こちらはもう新しいものを使った演習になるのかどうかというのが、まず1点お伺いしたいことです。

それから、実際に大規模仮想LAN環境はなかなか民間の中でも整備が難しいものですので、NICTでの取組というのをぜひアピールさせていただいて、今回のNICTが主体となる演習のほかにも活用の機会を増やしていく必要があるのではないかなと考えているところですが、実際にこちらの設備の予約状況などを確認してみますと、あまり混み合っている感じではないなという印象を受けているのですが、そのあたりの実態について、ご存じの範囲で事務局から教えていただければと存じます。



○今川情報流通振興課長 ありがとうございます。まず、StarBEDにつきましては、昨年度の補正予算をN I C Tで確保させていただきまして、StarBEDの設備の更新ですとかアップデート、こういったものを図っているところでございます。ここには「StarBED3」というふうに書いてございますが、当然、スターベッドの設備がよくなっていくものであれば、最新のスターベッドの環境を活用して、このサイバーセキュリティの演習を実施させていただく予定でございます。

それから、2点目ですが、民間によって行われているセキュリティ演習もあるかと思いません。私どもの受けとめといたしましては、民間企業で行われているようなものというのは、どちらかというところ中小規模の企業さん向けとか、そういったものを対象に、あるいは個人の方とかを対象にやられているように受けとめをしております。こちらのN I C Tで行うサイバー演習につきましては、ここにちょっと書いてございますが、数千人規模の仮想ネットワーク環境が構築できるということで、大企業さんといいますか、重要インフラ事業者を想定したような環境でも対処できるというものでございます。N I C Tが行うサイバー演習でございますので、どちらかというところ公的なセクション、各省庁ですとか、独法ですとか、重要インフラ事業者ですとか、あるいはマイナンバーも始まりましたので、地方自治体にも対象を拡大して、全国各11ブロックで今年度は規模を拡充して行っていきたいと考えておりますが、そういった意味もございまして、公的な基盤となる部分を対象にサイバー演習を実施させていただきたいと思っております。民間企業さんなどが行われますサイバー演習につきましても、内容などは十分に参考にさせていただきながら、十分にうまく連携を図れればと思っております。

○野崎技術政策課長 補足なのですが、StarBEDは、セキュリティ演習以外にもいろいろなネットワークシミュレーションを行うことができます。例えばセキュリティ製品を市場に出すに当たって、たくさんの製品をネットワークにつなげて性能が落ちないかななどの検証を事前に行うことが可能です。StarBEDの最新設備は、このような製品開発や共同研究に頻繁に利用され、高い稼働率で運用されており、予約がとりにくいような状況になっていると聞いております。

また、同じく補正予算でI o Tの実証に対応するアプリケーション、プラットフォームを構築します。今後、モノとネットをつないでいろいろなサービスを実現するサイバーフィジカルシステムの実現に向けた開発需要が一層高まることが考えられますので、補正予算でStarBEDのI o Tテストベッド機能も拡充するようしております。

○大谷委員 ありがとうございます。

○多賀谷会長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が特段ないということでしたら、ただいま説明のありました、「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行に伴う告示の改正」につきまして、諮問案どおり答申することといたします。

次に報告事項に移ります。

「郵政行政分科会・電気通信事業部会の活動報告」につきまして、郵政行政分科会及び電気通信事業部会よりご説明をお願いいたします。

まず、郵政行政分科会につきまして、分科会長の樋口委員からご報告をお願いします。ど

うぞ。

○樋口委員 郵政行政分科会の活動につきまして報告させていただきます。

資料7-2をご覧ください。

郵政行政分科会の審議状況は、平成27年5月の総会にご報告しておりますので、それ以降につきまして、資料7-2に沿ってご報告をさせていただきます。

開催事項は1ページでございますとおり、平成28年4月まで7回開催しております。

答申の一覧は、そのページの裏にあります別添1の資料をご覧ください。2ページから3ページでございます。

時間の関係もございますので、主な案件といたしまして、4点掲げさせていただいております。

「(ア) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部の改正」では、民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律を受け、信書便役務の料金の要件等に関しまして所要の規定の整備をするための施行規則の一部改正に係る答申を平成27年11月に行いました。これにより、高付加価値サービスとして取り扱うことができる信書便物の料金の額がこれまでの1通1,000円を超える額から、1通800円を超える額に拡大されました。また、これにあわせまして、標準信書便約款の制定に係る答申を行いました。

「(イ) 国際郵便約款の変更の認可」では、日本郵便株式会社が通関代行業務の手数料を徴収することに伴い、国際郵便約款の関係箇所についての変更の認可に係る答申を本年3月に行いました。これは、日本郵便株式会社が利用者にかわって国際郵便物の税関申告を行った場合、郵便法に基づく定額の手数料の徴収にかえて、関税法に基づく手数料を徴収するようにしたものであります。

「(ウ) 寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」では、寄附金付お年玉付郵便葉書等に寄せられました寄附金についての配分の認可に係る答申を本年3月に行いました。平成28年用のはがき等に寄せられました寄附金約4億8,795万円を、日本郵便株式会社が、社会福祉の増進を目的とする事業等を行う、延べ243団体に対して配分したものであります。

「(エ) 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可」では、前回の報告以降、1年の間に43者から参入の許可申請があり、許可に係る申請等を行いました。この結果、現在参入業者は473者となっております。特定信書便事業への参入業者は年々増加を続けており、国民の信書便送達手段の利便向上に寄与しております。

報告は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

続きまして、電気通信事業部会につきまして、部会長の辻委員からご報告をお願いします。

○辻会長代理 それでは、電気通信事業部会の審議状況につきましても、平成27年5月の総会に報告しておりますので、それ以降につきまして、資料7-2に従ってご報告させていただきます。

開催状況は、1ページでございますとおり、平成28年4月まで10回開催しております。

答申の一覧は別添2として、4ページから5ページにかけて掲載してございます。

時間の関係もございますので、主な案件といたしまして4点掲げさせていただいております。

す。

まず、「(ア) 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行等に伴う関係省令等の整備」では、先の国会で可決成立し、昨年5月22日に公布された電気通信事業法の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行等に伴い、電気通信事業法施行規則、電気通信事業会計規則、接続料規則等の改正及び第二種指定電気通信設備接続料規則の制定等、所定の規定の整備に係る答申を平成28年1月に行いました。

次に、「(イ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」では、昨年、NTT東西が提供する加入電話等の特定電気通信役務の料金に関して導入されているプライスキャップ制度の運用に当たって、生産性向上見込率、いわゆるX値であります。3年に一度の見直しが行われたことにより、平成27年10月から適用される料金水準の上限となる基準料金指数の設定に係る答申を平成27年5月に行いました。

次に、「(ウ) 事業用電気通信設備規則の一部改正」では、平成27年9月8日付けの「ネットワークIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち、0AB-J IP電話の品質要件等に関する情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、0AB-J IP電話の品質要件について、アナログ電話と同等の安定性を確保する措置の明確化等の所要の規定の整備に係る答申を平成27年11月に行いました。

最後に「(エ) 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」、これはユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可と呼んでおりますが、これでは、国民生活に不可欠な通信サービスを確保するためのユニバーサルサービスの制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法並びに各接続事業者の負担金の額及び徴収方法の認可に係る答申を平成27年11月に行いました。

報告は以上でございます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。

ただいまの郵政行政分科会及び電気通信事業部会のご報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、委員の皆様には多岐にわたる調査・審議事項についてご審議いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくようお願いいたします。

以上で本日の議題は終了しました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の日程等について何かございますでしょうか。

○椿情報流通行政局総務課長(事務局) 今後の開催日程ですが、次回の電気通信事業部会は、既にご案内のとおり、来週、5月27日金曜日、14時からの開催を予定しております。ご所属の委員の皆様におかれましては、ご出席のほどお願いいたします。

また、次回の郵政行政分科会は7月22日金曜日の午後を予定しております。別途事務局から正式にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○多賀谷会長 それでは、以上で第7回総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会